

消防に届出していますか？

～ 防火対象物使用開始届 ～

建物を飲食店や店舗、会社などの一般住宅以外の用途に使用する場合は、消防局へ届出が必要です。

届出をしないまま営業した場合は、消防がその事業所の所在や規模などを把握できず、火災予防のための必要な指導ができなくなります。

また、重大な消防法令違反となった場合は、東広島市のホームページで公表される場合があります。

○ 届出の根拠は？

火災予防条例により、建物を一般住宅以外の用途に使用する場合は、消防への届出が義務付けられています。

○ どんな時に届出が必要？

- ・住宅以外の建物の新築、増築する場合
- ・用途を変更する場合
- ・住宅と店舗などの住宅以外の用途と併用する場合
- ・テナントを変更する場合

注意



- ・ 建物の一部の変更や工事でも届出が必要です。
- ・ 工事が無い場合であっても用途やテナントを変更する場合は届出が必要です。

消防局にお問い合わせください。

お問い合わせ先

東広島市消防局予防課 電話 082-422-6347

